



山形県公報

平成19年4月10日(火)
第1831号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                    |     |
|----------------------------------------------------|-----|
| 山形県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....(経営安定対策課)...          | 598 |
| 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則...(建築住宅課)... | 607 |

### 訓 令

|                                                                        |     |
|------------------------------------------------------------------------|-----|
| 山形県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程を廃止する訓令.....(同)... | 614 |
|------------------------------------------------------------------------|-----|

### 告 示

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....(村山総合支庁福祉企画課)...            | 同   |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更...(同)...       | 615 |
| 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...              | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...                    | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更.....(同)...   | 616 |
| 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...            | 617 |
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....(同)...                      | 同   |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更...(同)...       | 同   |
| 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...              | 同   |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)... | 618 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...              | 同   |
| 同.....(同)...                                   | 同   |
| 指定介護予防サービス事業者の指定.....(同)...                    | 同   |
| 同.....(同)...                                   | 619 |
| 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(同)...         | 同   |
| 同.....(同)...                                   | 同   |
| 同.....(同)...                                   | 同   |
| 同.....(庄内総合支庁福祉課)...                           | 620 |
| 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定.....(同)...             | 624 |
| 特定計量器の定期検査の実施.....(産業政策課)...                   | 同   |
| 同.....(同)...                                   | 627 |
| 公共測量の終了の通知.....(農村計画課)...                      | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...             | 628 |
| 山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....(森林課)...    | 同   |
| 山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...      | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....(庄内総合支庁建築課)...               | 629 |
| 社団法人の設立認可.....(警察本部)...                        | 同   |

### 公 告

|                                         |     |
|-----------------------------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(村山総合支庁企画振興課)... | 同   |
| 同.....(同)...                            | 630 |

一般競争入札の公告.....（児童家庭課）... 同

## 規 則

山形県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第65号

山形県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

山形県農業協同組合法施行細則（平成6年3月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までを次のように改める。

(1)から(3)まで 削除

第2条第4号中「第10条第24項」を「第10条第20項」に、「同条第23項ただし書」を「同条第19項ただし書」に改め、同条第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 法第11条第4項の規定による信用事業規程の変更の届出 信用事業規程変更届（別記様式第5号の2）

第2条第6号中「第11条の3第1項ただし書」を「第11条の4第1項ただし書」に改め、同条第6号の2中「第11条の3の2ただし書」を「第11条の5ただし書」に改め、同条第7号中「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(7)の2 法第11条の7第4項の規定による共済規程の変更の届出 共済規程変更届（別記様式第7号の2）

第2条第8号中「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に改め、同条第9号から第12号までの規定中「第11条の11」を「第11条の26」に改め、同条第13号中「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に改め、同条第14号中「第11条の15の3第1項」を「第11条の32第1項」に改め、同条第14号の2から第14号の6までを削り、同条第15号を次のように改める。

(15) 法第11条の46第2項ただし書の規定による担保権の実行等により子会社と合算して基準議決権数を超過して取得し、又は保有することとなった特定事業会社である国内の会社の議決権の基準議決権数を超過する部分を1年を超えて保有することの承認の申請 合算基準議決権数超過承認申請書（別記様式第14号の2）

第2条第16号の次に次の1号を加える。

(16)の2 法第40条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求 代表理事選任請求書（別記様式第15号の2）

第2条第17号の次に次の2号を加える。

(17)の2 法第44条第4項の規定による定款の変更の届出 定款変更届（別記様式第16号の2）

(17)の3 法第50条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可の申請 信用事業全部（一部）譲渡（譲受け）認可申請書（別記様式第16号の3）

第2条第18号中「第50条の2第5項」を「第50条の2第7項」に改め、同条第19号中「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」に、「第50条の2第5項」を「第50条の2第7項」に改め、同条第21号及び第22号中「（同条第4項後段において準用する場合を含む。）」を削り、同条第23号中「第64条第5項後段又は第8項」を「第64条第4項後段又は第7項」に改め、同条第26号から第30号までを次のように改める。

(26) 法第97条の2の規定による子会社対象会社を子会社としようとするものの届出 子会社保有届（別記様式第24号の2）

(27) 法第97条の2の規定による子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなり、又は子会社対象会社に該当しない子会社となったことの届出 子会社対象会社非該当届（別記様式第24号の3）

(28)から(30)まで 削除

第2条第31号中「省令第13条の10第6項」を「法第97条の2」に改め、同条第32号中「省令第13条の10第6項」を「法第97条の2」に、「株式等を」を「議決権を」に、「所有する」を「保有した」に、「担保権実行等子会社株式等取得（所有）届」を「担保権実行等子会社議決権取得（保有）届」に改め、同条第33号中「省令第13条の10第6項」を「法第97条の2」に、「主たる営業所若しくは事務所の位置」を「本店の所在地又は主な業務の内容」に、「担保権実行等子会社名称（主たる営業所の位置、主たる事務所の位置）変更届」を「担保権実行等子会社名称（本店の所在地、主な業務の内容）変更届」に改め、同条第34号中「省令第13条の10第6項」を「法第97条の2」

に改め、同条第35号を次のように改める。

(35) 削除

第 2 条第36号中「省令第13条の10第 6 項」を「法第97条の 2 」に改め、同条第37号中「省令第13条の10第 6 項」を「法第97条の 2 」に改め、「信用事業会社である」を削り、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「保有した」に、「担保権実行等合算基準国内会社株式数等超過届」を「担保権実行等合算国内会社基準議決権数超過届」に改め、同条第38号中「省令第13条の10第 6 項」を「法第97条の 2 」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等を」を「基準議決権数を」に、「所有する」を「保有した」に、「子会社対象会社合算基準株式数等超過届」を「子会社対象会社合算基準議決権数超過届」に改め、同条第39号中「省令第13条の10第 6 項」を「法第97条の 2 」に、「基準株式数等を」を「基準議決権数を」に、「所有する」を「保有する」に改め、「信用事業会社である」を削り、「株式等を所有し」を「議決権数を保有し」に、「合算基準株式数等超過解消届」を「合算基準議決権数超過解消届」に改め、同条第40号から第42号までを次のように改める。

- (40) 法第97条の 2 の規定による合算してその基準議決権数を超過して議決権を保有する会社がその業務内容を変更することの届出 合算基準議決権数超過会社業務内容変更届（別記様式第24号の16）
- (41) 法第97条の 2 の規定による特殊関係者を新たに有することとなったことの届出 特殊関係者保有届（別記様式第24号の17）
- (42) 法第97条の 2 の規定による特殊関係者が特殊関係者でなくなったことの届出 特殊関係者非該当届（別記様式第24号の18）

第 2 条に次の 6 号を加える。

- (43) 法第97条の 2 の規定による特殊関係者がその業務の内容を変更することの届出 特殊関係者業務内容変更届（別記様式第24号の19）
- (44) 法第97条の 2 の規定による縦覧を開始したことの届出 縦覧開始届（別記様式第24号の20）
- (45) 農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号。以下「省令」という。）第202条第 7 項の規定による業務報告書の提出の延期の承認の申請 業務報告書提出延期承認申請書（別記様式第24号の21）
- (46) 省令第206条第 2 項の規定による縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認の申請 縦覧書類縦覧開始延期承認申請書（別記様式第24号の22）
- (47) 省令第232条第 6 項の規定による事業計画書の提出の延期の承認の申請 事業計画書提出延期承認申請書（別記様式第24号の23）
- (48) 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省、農林水産省令第 1 号）第 7 条第 2 項の規定による信用事業方法書の制定、変更又は廃止の届出 信用事業方法書制定（変更、廃止）届（別記様式第24号の24）

第 3 条の見出し中「農業組合法人」を「農事組合法人」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (8) 法第73条の12の規定による組織変更の届出 組織変更届（別記様式第31号の 2 ）

第11条中「毎月の末日現在」を「その事業年度の半期ごとに、当該半期の最後の月」に、「その翌月の 7 日」を「当該月の翌月の末日」に改める。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までを次のように改める。

様式第 1 号から様式第 3 号まで 削除

別記様式第 4 号中「第10条第23項ただし書」を「第10条第19項ただし書」に、「同条第24項」を「同条第20項」に改める。

別記様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号の 2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 （電話番号 ）

信用事業規程変更届

信用事業規程を変更したので、農業協同組合法第11条第 4 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

## 添付書類

- 1 理由書
- 2 変更に係る条文の新旧対照表
- 3 総会（総代会）議事録抄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第6号中「第11条の3第1項ただし書（第11条の3第2項後段）」を「第11条の4第1項ただし書（第11条の4第2項後段）」に改める。

別記様式第6号の2中「第11条の3の2ただし書」を「第11条の5ただし書」に改める。

別記様式第7号中「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

## 様式第7号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(電話番号)

## 共済規程変更届

共済規程を変更したので、農業協同組合法第11条の7第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

## 添付書類

- 1 理由書
- 2 変更に係る条文の新旧対照表
- 3 総会（総代会）議事録抄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第8号中「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に改める。

別記様式第9号から別記様式第12号までの規定中「第11条の11」を「第11条の26」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第13号中「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に改める。

別記様式第14号中「第11条の15の3第1項」を「第11条の32第1項」に改める。

別記様式第14号の2から別記様式第14号の5までを削る。

別記様式第14号の6中「合算基準株式数等超過承認申請書」を「合算基準議決権数超過承認申請書」に、「信用事業会社である国内の会社の株式等を子会社と合算してその基準株式数等を超えて取得（所有）する部分の株式等を1年を超えて所有することについて承認を受けたいので、農業協同組合法第11条の17第2項ただし書」を「担保権の実行等により子会社と合算して基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった特定事業会社である国内の会社の議決権の基準議決権数を超える部分を1年を超えて保有することの承認を受けたいので、農業協同組合法第11条の46第2項ただし書」に、「株式等のうちその基準株式数等」を「議決権のうちその基準議決権数」に、「（所有）すること」を「（保有）すること」に、「株式等の処分」を「議決権の処分」に改め、同様式を別記様式第14号の2とする。

別記様式第14号の7を削る。

別記様式第15号の次に次の1様式を加える。

## 様式第15号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏名（名称及び代表者氏名） 印  
(電話番号)

代表理事選任請求書

代表理事の選任について、農業協同組合法第40条第3項の規定により、次のとおり請求します。

## 記

- 1 請求に係る農業協同組合（農業協同組合連合会）の住所及び名称
  - 2 請求者と農業協同組合（農業協同組合連合会）との関係
  - 3 代表理事の職務を行う者がいない事実を確認した経緯
  - 4 代表理事の職務を行う者がいないため予想される損害の具体的内容
- 別記様式第16号の次に次の2様式を加える。

## 様式第16号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(電話番号 )

## 定 款 変 更 届

定款を変更したので、農業協同組合法第44条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

## 添付書類

- 1 理由書
- 2 変更に係る条文の新旧対照表
- 3 総会（総代会）議事録抄本
- 4 その他知事が必要と認める書類

## 様式第16号の3

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(電話番号 )

## 信用事業全部（一部）譲渡（譲受け）認可申請書

信用事業の全部（一部）の譲渡（譲受け）について認可を受けたいので、農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 譲渡先（譲受元）の住所及び名称
- 2 譲渡する（される）信用事業の内容

## 添付書類

- 1 理由書
- 2 総会（総代会）の議事録抄本
- 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 4 信用事業の譲渡に係る契約書の写し
- 5 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第2項及び第50条第2項の規定による手続を完了したことを証明する書類

別記様式第17号中「第50条の2第5項」を「第50条の2第7項」に改め、

## 「添付書類

- 1 理由書
- 2 総会（総代会）の議事録抄本
- 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書

- 4 信用事業の譲渡に係る契約書の写し を削る。
  - 5 農業協同組合法第50条の2第2項の規定による公告をしたことを証明する書類
  - 6 農業協同組合法第50条の2第4項において準用する同法第49条第2項及び第50条第2項の規定による手続を完了したことを証明する書類 」
- 別記様式第18号中「第50条の3第5項」を「第50条の4第5項」に、「第50条の2第5項」を「第50条の2第7項」に、「第50条の3第4項」を「第50条の4第4項」に改める。
- 別記様式第21号中「(第64条第4項後段において準用する同条第2項)」を削る。
- 別記様式第22号中「第64条第5項後段(第8項)」を「第64条第4項後段(第7項)」に、「第64条第5項の」を「第64条第4項の」に改める。
- 別記様式第23号(1)中「第30条第10項本文」を「第30条第11項本文」に改める。
- 別記様式第24号の2から別記様式第24号の6までを次のように改める。

様式第24号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 (電話番号 )

子 会 社 保 有 届

子会社対象会社を子会社とするので、法第97条の2の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 農業協同組合に関する次に掲げる書類
  - (1) 最終の貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
  - (3) 届出後における収支の見込みを記載した書類
- 3 農業協同組合及びその子会社の届出後における農業協同組合及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 4 届出に係る子会社に関する次に掲げる書類
  - (1) 名称、主たる営業所及び事務所の所在地を記載した書類
  - (2) 業務の内容を記載した書類
  - (3) 最終の貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
  - (4) 前号に掲げるもののほか、業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
  - (5) 役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 5 届出に係る子会社対象会社を子会社にすることにより、農業協同組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して取得し、又は保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

様式第24号の3

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 (電話番号 )

子会社対象会社非該当届

子会社が農業協同組合法第97条の2第4号（第5号）の規定に該当するので、同条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 その他知事が必要と認める書類

様式第24号の4から様式第24号の6まで 削除

別記様式第24号の7中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第13条の10第6項」を「農業協同組合法第97条の2」に改め、「最近における」を削り、「位置」を「所在地」に改める。

別記様式第24号の8中「担保権実行等子会社株式等取得（所有）届」を「担保権実行等子会社議決権等取得（保有）届」に、「株式等を」を「議決権を」に、「所有する」を「保有する」に、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第13条の10第6項」を「農業協同組合法第97条の2」に改める。

別記様式第24号の9中「担保権実行等子会社名称（主たる営業所の位置、主たる事務所の位置）変更届」を「担保権実行等子会社名称（本店の所在地、主な業務の内容）変更届」に、「主たる営業所の位置、主たる事務所の位置）を」を「本店の所在地、主な業務の内容）を」に、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第13条の10第6項」を「農業協同組合法第97条の2」に改める。

別記様式第24号の10中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第13条の10第6項」を「農業協同組合法第97条の2」に改め、「最近における」を削り、「主たる営業所及び事務所の位置」を「本店及び支店の所在地」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有する」を「取得し、又は保有する」に改める。

別記様式第24号の11を次のように改める。

様式第24号の11 削除

別記様式第24号の12中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第13条の10第6項」を「農業協同組合法第97条の2」に改める。

別記様式第24号の13中「担保権実行等合算基準国内会社株式数等超過届」を「担保権実行等合算国内会社基準議決権数超過届」に改め、「信用事業会社である」を削り、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等」を「基準議決権数」に、「所有」を「保有」に、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第13条の10第6項」を「農業協同組合法第97条の2」に改める。

別記様式第24号の14中「子会社対象会社合算基準株式数等超過届」を「子会社対象会社合算基準議決権数超過届」に、「株式等」を「議決権」に、「基準株式数等を」を「基準議決権数を」に、「所有」を「保有」に、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第13条の10第6項」を「農業協同組合法第97条の2」に改める。

別記様式第24号の15中「合算基準株式数等超過解消届」を「合算基準議決権数超過解消届」に、「基準株式数等を」を「基準議決権数を」に、「所有する」を「保有する」に改め、「信用事業会社である」を削り、「株式等」を「議決権」に、「所有し」を「保有し」に、「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第13条の10第6項」を「農業協同組合法第97条の2」に改める。

別記様式第24号の16から別記様式第24号の18までを次のように改める。

様式第24号の16

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 印  
(電話番号 )

合算基準議決権数超過会社業務内容変更届

子会社と合算してその基準議決権数を超過して保有することとなった国内の会社の業務内容を変更することとなったので、農業協同組合法第97条の2の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書

- 2 業務内容の変更に係る新旧対照表
- 3 その他知事が必要と認める書類

様式第24号の17

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 （電話番号）

## 特 殊 関 係 者 保 有 届

特殊関係者を新たに有することとなったので、農業協同組合法第97条の2の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 特殊関係者の名称、主たる営業所及び事務所の所在地を記載した書類
- 3 特殊関係者の業務の内容を記載した書類
- 4 特殊関係者の最終の貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
- 5 特殊関係者の役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

様式第24号の18

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 （電話番号）

## 特 殊 関 係 者 非 該 当 届

特殊関係者が特殊関係者でなくなったので、農業協同組合法第97条の2の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 特殊関係者の名称及び業務の内容を記載した書類
- 3 特殊関係者の最終の貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第24号の18の次に次の6様式を加える。

様式第24号の19

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 （電話番号）

## 特 殊 関 係 者 業 務 内 容 変 更 届

特殊関係者が業務の内容を変更することとなったので、農業協同組合法第97条の2の規定により、関係書類を



添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 特殊関係者の名称並びに業務の変更前及び変更後の内容を記載した書類
- 3 特殊関係者の最終の貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第24号の20

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 (電話番号 )

縦 覧 開 始 届

説明書類の縦覧を開始したので、農業協同組合法第97条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

縦覧開始年月日

添付書類

説明書類

様式第24号の21

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 (電話番号 )

業務報告書提出延期承認申請書

業務報告書の提出を延期することについて承認を受けたいので、農業協同組合法施行規則第202条第7項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

提出予定年月日

添付書類

理由書

様式第24号の22

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 (電話番号 )

縦覧書類縦覧開始延期承認申請書

縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認を受けたいので、農業協同組合法施行規則第206条第2項規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

縦覧開始予定年月日

添付書類

## 理由書

様式第24号の23

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 （電話番号）

## 事業計画書提出延期承認申請書

事業計画書の提出の延期の承認を受けたいので、農業協同組合法施行規則第232条第6項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

提出予定年月日

添付書類

理由書

様式第24号の24

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 （電話番号）

## 信用事業方法書制定（変更、廃止）届

信用事業方法書を制定（変更、廃止）したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 理由書
- 2 理事会議事録抄本
- 3 信用事業方法書を制定し、又は廃止した場合は、信用事業方法書
- 4 信用事業方法書を変更した場合は、変更に係る条文の新旧対照表
- 5 その他知事が必要と認める書類

別記様式第26号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第27号中「破産に」を「破産手続開始の決定に」に、「破産決定書」を「破産手続開始決定通知書」に改める。

別記様式第28号及び別記様式第31号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記様式第31号の次に次の1様式を加える。

様式第31号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
 名 称  
 代表者氏名 印  
 （電話番号）

## 組 織 変 更 届

本農事組合法人は、年 月 日に組織変更したので、農業協同組合法第73条の12の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 変更年月日 年 月 日
- 2 変更の理由
- 3 変更前の名称

## 添付書類

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更後の株式会社の定款
- 3 組織変更時における農事組合法人の貸借対照表及び損益計算書
- 4 組織変更を議決した総会の議事録の謄本
- 5 株式会社の登記事項証明書

別記様式第37号中「総会（総代会）議事録抄本」を「総会（総代会）議事録抄本、経営管理委員会議事録抄本」に改める。

別記様式第38号中「理事会議事録抄本」を「理事会（経営管理委員会）議事録抄本」に改める。

別記様式第40号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則をここに公布する。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第66号

## 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則

## （趣旨）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）の施行については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## （建築中止の届出）

第2条 法第17条第3項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画に係る特定建築物の建築等を中止したときは、認定特定建築物建築等中止届（別記様式第1号）に当該計画の認定の通知書を添付して、知事に提出しなければならない。

## （認定建築主等の変更の届出）

第3条 認定建築主等の地位の承継があった場合は、認定建築主等の地位を承継した者は、認定建築主等変更届（別記様式第2号）にその地位を承継したことを証する書面及び当該認定建築主等が受けた認定の通知書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

## （計画の変更の認定の申請）

第4条 法第18条第1項の認定を受けようとする者は、計画変更認定申請書（別記様式第3号）に省令第8条の表に掲げる図書で変更の前後を明記したものを添付して、知事に提出しなければならない。

## （既存の特定建築物に設けるエレベーターの特例の認定）

第5条 法第23条第1項の規定による認定を受けようとする者は、エレベーター設置特例認定申請書（別記様式第4号）に建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表一（イ）項、（ロ）項及び（ハ）項に掲げる図書（同表（イ）項に掲げるし尿浄化槽及び合併処理浄化槽の見取図を除く。）並びに同条第8項の表昇降機の項構造詳細図の項エレベーターの項に掲げる事項を明示した構造詳細図を添付して、知事に提出しなければならない。

## （報告）

第6条 法第53条第3項に規定する報告は、特別特定建築物に係る建築物移動等円滑化基準適合事項報告書（別記様式第5号）を提出して行うものとする。

2 法第53条第4項に規定する報告は、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況報告書（別記様式第6号）を

提出して行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（山形県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則の廃止）

2 山形県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則（平成8年3月県規則第23号）は、廃止する。

別記

様式第1号

認定特定建築物建築等中止届

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所又は主たる

事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

印

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則第2条の規定により、次のとおり認定特定建築物の建築等を中止したので届け出ます。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 認定通知年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
| 認定特定建築物の位置  |           |
| 認定特定建築物の用途  |           |
| 建築等中止の理由    |           |
| 備 考         |           |

|       |     |
|-------|-----|
| 受付欄   | 決裁欄 |
| 年 月 日 |     |
| 第 号   |     |
| 係員印   |     |

（注） 印の欄は、記入しないこと。

様式第2号

認定建築主等変更届

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する規則第3条の規定により、次の認定特定建築物に係る認定建築主等の地位を承継したので届け出ます。

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 認定通知年月日及び番号    | 年 月 日 第 号          |
| 認定特定建築物の位置     |                    |
| 認定特定建築物の用途     |                    |
| 変更前の認定<br>建築主等 | 住所又は主たる<br>事務所の所在地 |
|                | 氏名又は名称及<br>び代表者氏名  |
| 変更の理由          |                    |
| 備 考            |                    |

|       |     |
|-------|-----|
| 受付欄   | 決裁欄 |
| 年 月 日 |     |
| 第 号   |     |
| 係員印   |     |

（注） 印の欄は、記入しないこと。

様式第3号

計 画 変 更 認 定 申 請 書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定を受けた特定建築物の建築等及び維持保全の計画について、同法第18条第1項の規定により、変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 認定通知年月日及び番号 | 年 月 日 第 号                     |
| 確認の特例の有無    | 有 ・ 無                         |
| 建築確認年月日及び番号 | 建築主事 指定確認検査機関（ ）<br>年 月 日 第 号 |
| 認定特定建築物の位置  |                               |
| 変更の内容       |                               |
| 変更の理由       |                               |

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 受付欄   | 決裁欄 | 通知番号欄 |
| 年 月 日 |     | 年 月 日 |
| 第 号   |     | 第 号   |
| 係員印   |     | 係員印   |

（注） 印の欄は、記入しないこと。

様式第4号

## エレベーター設置特例認定申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

次の特定建築物に設置するエレベーターについて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

|                                                |                              |          |   |        |        |        |       |        |
|------------------------------------------------|------------------------------|----------|---|--------|--------|--------|-------|--------|
| 設置者の住所及び氏名                                     |                              |          |   |        |        |        |       |        |
| 代理者の住所及び氏名                                     |                              |          |   |        |        |        |       |        |
| 設計者の住所及び氏名                                     |                              |          |   |        |        |        |       |        |
| 特<br>定                                         | 位置                           | 所在地      |   |        |        |        |       |        |
|                                                |                              | 地域、地区、区域 |   |        |        |        |       |        |
| 建<br>築<br>物                                    | 用途                           |          |   | 階数     |        |        | 構造    |        |
|                                                | 新築の時期                        | 年 月      |   | 敷地面積   | 平方メートル |        |       |        |
| 物                                              |                              | 今回の工事部分  |   | 既存部分   |        | 合計     |       |        |
|                                                | 建築面積                         | 平方メートル   |   | 平方メートル |        | 平方メートル |       |        |
|                                                | 延べ床面積                        | 平方メートル   |   | 平方メートル |        | 平方メートル |       |        |
| 昇<br>降<br>路<br>の<br>構<br>造                     | 昇降路の出入口戸の<br>開閉方法            |          |   |        |        |        |       |        |
|                                                | 昇降路の主要構造部の<br>使用材料           |          | 壁 |        |        | 柱      | はり    |        |
| 設<br>置<br>す<br>る<br>エ<br>レ<br>ベ<br>ー<br>タ<br>ー | エレベーターの種別                    |          |   |        | 定員     | 人      | 定格速度  | メートル/分 |
|                                                | 制御装置の設置位置                    |          |   |        |        |        |       |        |
|                                                | 乗客ロビーの制御装置の<br>利用を停止する構造     |          |   |        |        |        |       |        |
|                                                | 乗客ロビーからかご内の<br>車いす使用者を覚知する構造 |          |   |        |        |        |       |        |
|                                                | かご内と管理者が勤務する<br>場所との連絡装置     |          |   |        |        |        |       |        |
| 工 事 予 定 期 間                                    |                              | 着工       |   | 年 月 日  | 完了     |        | 年 月 日 |        |
| 認定が必要な具体的理由                                    |                              |          |   |        |        |        |       |        |

|         |        |             |
|---------|--------|-------------|
| 総合支庁受付欄 | 消防長同意欄 | 土木部建築住宅課受付欄 |
|         |        |             |

(注) 1 「地域、地区、区域」の欄は、都市計画においてその位置の指定されている地域、地区又は区域を記入すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

## 様式第 5 号

## 特別特定建築物に係る建築物移動等円滑化基準適合事項報告書

年 月 日

山形県知事 殿

報告者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第3項の規定により 年 月 日付け  
第 号で知事から報告の求めのあった次の特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項  
について、次のとおり報告します。

|                          |       |                       |
|--------------------------|-------|-----------------------|
| 特別特定建築物の概要               | 名 称   |                       |
|                          | 所 在 地 |                       |
|                          | 用 途   |                       |
| 建 築 確 認 済 証<br>交 付 年 月 日 | 建築主事  | 指定確認検査機関 ( )<br>年 月 日 |
| 完 了 検 査 済 証<br>交 付 年 月 日 | 建築主事  | 指定確認検査機関 ( )<br>年 月 日 |
| 報 告 内 容                  |       |                       |

(注) 次の図書を添付すること。

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に対する適合状況を明らかにした図書
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第8条の表に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、縦断面図及び構造詳細図



様式第6号

認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況報告書

年 月 日

山形県知事 殿

報告者 住所又は主たる  
事務所の所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名

印

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第4項の規定により、次のとおり認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況を報告します。

|                |           |           |
|----------------|-----------|-----------|
| 認定通知年月日及び番号    | 年 月 日 第 号 |           |
| 所有者の住所及び氏名     |           |           |
| 管理者の住所及び氏名     |           |           |
| 維持保全責任者の住所及び氏名 |           |           |
| 維持保全業務の委託      | する ・ しない  |           |
| (1) 委託先の名称     |           |           |
| (2) 委託業務内容     |           |           |
| 維持保全業務の概要      | 特定施設      | 維持保全業務の内容 |
|                |           |           |
|                |           |           |
|                |           |           |
|                |           |           |
|                |           |           |
|                |           |           |
|                |           |           |

- (注) 1 認定特定建築物の建築等の事業の完了後について記入すること。  
2 「維持保全業務の委託」の欄は、該当する事項を 印で囲み、「する」の場合は(1)及び(2)についても記入すること。

## 訓 令

山形県訓令第21号

土 木 部  
総 合 支 庁

山形県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程を廃止する訓令

山形県高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程（平成8年3月県訓令第8号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                                                  | 居宅サービスの種類   | 指定年月日      |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号              | ソーレホーム吉原デイサービス<br>山形市若宮二丁目9番12号                              | 通 所 介 護     | 平成19. 2.16 |
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号              | ソーレホーム江俣デイサービス<br>山形市嶋区土地区画整理事業地内仮換地<br>1街区1、2、3、10、11画地     | 通 所 介 護     | 同          |
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号              | ソーレホーム吉原ヘルパーステーション<br>山形市若宮二丁目9番12号                          | 訪 問 介 護     | 同 2.19     |
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号              | ソーレホーム江俣ヘルパーステーション<br>山形市嶋区土地区画整理事業地内仮換地<br>1街区1、2、3、10、11画地 | 訪 問 介 護     | 同          |
| 合同会社むくどり<br>山形市蔵王成沢890番地の4           | デイサービスむくどり<br>山形市蔵王成沢890番地の4                                 | 通 所 介 護     | 同 3. 5     |
| 株式会社東北福祉企画<br>西村山郡朝日町大字宮宿1182番地17    | ぬくひデイサービスセンター<br>西村山郡朝日町大字宮宿1182番地17                         | 通 所 介 護     | 同 3. 6     |
| 株式会社テイクオフ<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>2308番地9 | ケアステージとこしえ新丁<br>上市市新丁1番9号                                    | 通 所 介 護     | 同 3.23     |
| 社会福祉法人徳良会<br>尾花沢市新町三丁目2番21号          | 特定施設 養護老人ホーム万寿荘<br>尾花沢市大字延沢2287番地の1                          | 特定施設入居者生活介護 | 同 3.29     |
| 社会福祉法人徳良会<br>尾花沢市新町三丁目2番21号          | 指定訪問介護事業所万寿荘<br>尾花沢市大字延沢2287番地の1                             | 訪 問 介 護     | 同          |

## 山形県告示第383号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                          | 居宅サービスの種類    | 事業所の名称及び所在地            |                        | 変更年月日      |
|----------------------------------------------|--------------|------------------------|------------------------|------------|
|                                              |              | 変更前                    | 変更後                    |            |
| 有限会社古川ケアマネジ<br>メント<br>西村山郡大江町大字左沢<br>916番地の8 | 福祉用具貸<br>与   | 有限会社古川ケアマネジ<br>メント     | 有限会社古川ケアマネ<br>ジメント     | 平成19. 2 .2 |
|                                              |              | 西村山郡大江町大字左沢916番地の8     |                        |            |
| 有限会社古川ケアマネ<br>ジメント<br>西村山郡大江町大字左沢<br>916番地の8 | 特定福祉用<br>具販売 | 有限会社古川ケアマネジ<br>メント     | 有限会社古川ケアマネ<br>ジメント     | 同          |
|                                              |              | 西村山郡大江町大字左沢916番地の8     |                        |            |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目<br>10番1号             | 福祉用具貸<br>与   | 株式会社コムスン江俣福<br>祉用具センター | 株式会社コムスン山形福<br>祉用具センター | 同 3. 1     |
|                                              |              | 山形市江俣四丁目11番14<br>号     | 山形市あかねヶ丘一丁目<br>2番33号   |            |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目<br>10番1号             | 特定福祉用<br>具販売 | 株式会社コムスン江俣福<br>祉用具センター | 株式会社コムスン山形福<br>祉用具センター | 同          |
|                                              |              | 山形市江俣四丁目11番14<br>号     | 山形市あかねヶ丘一丁目<br>2番33号   |            |

## 山形県告示第384号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------|---------------------------------|---------------|------------|
| 株式会社テイクオフ<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>2308番地9 | ケアセンターとこしえ上山南<br>上市市高松字向里868番地3 | 通 所 介 護       | 平成19. 3.31 |

## 山形県告示第385号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 介護予防サービ<br>スの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------|---------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号   | ソーレホーム吉原デイサービス<br>山形市若宮二丁目9番12号 | 介護予防通所介護        | 平成19. 2.16 |

|                                      |                                                              |                     |        |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------|--------|
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号              | ソーレホーム江俣デイサービス<br>山形市嶋区土地区画整理事業地内仮換地<br>1街区1、2、3、10、11画地     | 介護予防通所介護            | 同      |
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号              | ソーレホーム吉原ヘルパーステーション<br>山形市若宮二丁目9番12号                          | 介護予防訪問介護            | 同 2.19 |
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号              | ソーレホーム江俣ヘルパーステーション<br>山形市嶋区土地区画整理事業地内仮換地<br>1街区1、2、3、10、11画地 | 介護予防訪問介護            | 同      |
| 合同会社むくどり<br>山形市蔵王成沢890番地の4           | デイサービスむくどり<br>山形市蔵王成沢890番地の4                                 | 介護予防通所介護            | 同 3.5  |
| 株式会社東北福祉企画<br>西村山郡朝日町大字宮宿1182番地17    | ぬくひデイサービスセンター<br>西村山郡朝日町大字宮宿1182番地17                         | 介護予防通所介護            | 同 3.6  |
| 株式会社テイクオフ<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>2308番地9 | ケアステージとこしえ新丁<br>上市市新丁1番9号                                    | 介護予防通所介護            | 同 3.23 |
| 社会福祉法人徳良会<br>尾花沢市新町三丁目2番21号          | 特定施設 養護老人ホーム万寿荘<br>尾花沢市大字延沢2287番地の1                          | 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 同 3.29 |
| 社会福祉法人徳良会<br>尾花沢市新町三丁目2番21号          | 指定訪問介護事業所万寿荘<br>尾花沢市大字延沢2287番地の1                             | 介護予防訪問介護            | 同      |

山形県告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                 | 介護予防サービスの種類  | 事業所の名称及び所在地        |                    | 変更年月日      |
|---------------------------------------|--------------|--------------------|--------------------|------------|
|                                       |              | 変 更 前              | 変 更 後              |            |
| 有限会社古川ケアマネージメント<br>西村山郡大江町大字左沢916番地の8 | 介護予防福祉用具貸与   | 有限会社古川ケアマネージメント    | 有限会社古川ケアマネージメント    | 平成19. 2 .2 |
|                                       |              | 西村山郡大江町大字左沢916番地の8 |                    |            |
| 有限会社古川ケアマネージメント<br>西村山郡大江町大字左沢916番地の8 | 特定介護予防福祉用具販売 | 有限会社古川ケアマネージメント    | 有限会社古川ケアマネージメント    | 同          |
|                                       |              | 西村山郡大江町大字左沢916番地の8 |                    |            |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号          | 介護予防福祉用具貸与   | 株式会社コムスン江俣福祉用具センター | 株式会社コムスン山形福祉用具センター | 同 3.1      |
|                                       |              | 山形市江俣四丁目11番14号     | 山形市あかねヶ丘一丁目2番33号   |            |
| 株式会社コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号          | 特定介護予防福祉用具販売 | 株式会社コムスン江俣福祉用具センター | 株式会社コムスン山形福祉用具センター | 同          |
|                                       |              | 山形市江俣四丁目11番14号     | 山形市あかねヶ丘一丁目2番33号   |            |

## 山形県告示第387号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                     | 介護予防サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------------|---------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社テイクオフ<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>2308番地9 | ケアセンターとこしえ上山南<br>上市市高松字向里868番地3 | 介護予防通所介護    | 平成19. 3.31 |

## 山形県告示第388号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地         | 事業所の名称及び所在地                               | 指定年月日      |
|-----------------------------|-------------------------------------------|------------|
| 丸伸建設株式会社<br>村山市櫛山1170番地     | 居宅介護支援事業所 わかばの森<br>村山市櫛山字金谷西4752番1        | 平成19. 2. 1 |
| 社団法人山形県接骨師会<br>山形市五日町15番10号 | 社団法人山形県接骨師会おおそね介護支援事業所<br>山形市大字古館1552番地の2 | 同 3.28     |
| 医療法人社団清永会<br>山形市本町一丁目6番17号  | くわのまち居宅介護支援事業所<br>天童市楸ノ町土地区画整理事業11番街区9    | 同          |

## 山形県告示第389号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地   |                 | 変更年月日      |
|-------------------------|---------------|-----------------|------------|
|                         | 変更前           | 変更後             |            |
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番地5 | ソーレ江俣         | ソーレケアプランセンター中桜田 | 平成19. 4. 1 |
|                         | 山形市江俣一丁目9番15号 | 山形市中桜田二丁目12番7号  |            |

## 山形県告示第390号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地                | 廃止年月日       |
|-------------------------|----------------------------|-------------|
| 西川町<br>西村山郡西川町大字海味510番地 | 西川町立病院<br>西村山郡西川町大字海味581番地 | 平成19. 1. 31 |

## 山形県告示第391号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日       |
|------------------------------------|----------------------------------------|----------------|-------------|
| 特定非営利活動法人すぎのこハウス<br>新庄市十日町1400番地の4 | 指定障害福祉サービス事業所すぎのこハウス<br>新庄市十日町1400番地の4 | 生活介護<br>就労継続支援 | 平成19. 3. 30 |

## 山形県告示第392号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地              | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------|--------------------------|-----------|------------|
| 有限会社ヘルズ<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1026番地の9 | 南陽市ケアサプライ<br>南陽市宮内2913番地 | 福祉用具貸与    | 平成19. 3. 1 |
| 有限会社ヘルズ<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1026番地の9 | 南陽市ケアサプライ<br>南陽市宮内2913番地 | 特定福祉用具販売  | 同          |

## 山形県告示第393号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                   | 居宅サービスの種類 | 指定年月日       |
|----------------------------------|-------------------------------|-----------|-------------|
| 株式会社テイクオフ<br>東置賜郡川西町大字西大塚2308番地9 | ケアステージとこしえ二色根<br>南陽市二色根74番地11 | 通所介護      | 平成19. 3. 30 |

## 山形県告示第394号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地              | 介護予防サービスの種類  | 指定年月日      |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------|------------|
| 有限会社ヘルズ<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥乙<br>1026番地の9 | 南陽市ケアサプライ<br>南陽市宮内2913番地 | 介護予防福祉用具貸与   | 平成19. 3. 1 |
| 有限会社ヘルズ<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥乙<br>1026番地の9 | 南陽市ケアサプライ<br>南陽市宮内2913番地 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |

## 山形県告示第395号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                   | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------------|-------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社テイクオフ<br>東置賜郡川西町大字西大塚<br>230番地9 | ケアステージとこしえ二色根<br>南陽市二色根74番地11 | 介護予防通所介護    | 平成19. 3.30 |

## 山形県告示第396号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人赤とんぼ<br>米沢市通町二丁目11番28号 | 特定非営利活動法人赤とんぼ<br>米沢市通町二丁目11番28号 | 就労継続支援      | 平成19. 4. 1 |

## 山形県告示第397号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地            | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------------|------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人置賜自然と共育の村<br>米沢市大字口田沢3216番地 | かにの家<br>米沢市大字口田沢3216番地 | 就労移行支援      | 平成19. 4. 1 |

## 山形県告示第398号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地               | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日    |
|--------------------------------------------|----------------------------------------|-------------|----------|
| 特定非営利活動法人まんまる<br>西置賜郡小国町大字小国小坂町<br>475-1番地 | 共同作業所まんまる<br>西置賜郡小国町大字小国小坂町475<br>-1番地 | 就労継続支援      | 平成19.4.1 |

## 山形県告示第399号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの種類    | 指定年月日     |
|-----------------------------------|----------------------------------------|----------------|-----------|
| すずらん・ケア有限会社<br>鶴岡市日出一丁目3番31号      | すずらん・ケア有限会社<br>鶴岡市日出一丁目3番31号           | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 平成18.10.1 |
| 社会福祉法人 あつみ福祉会<br>同 榎代丁53番地1       | ホームヘルプ温寿荘<br>同 榎代丁53番地1                | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 社会福祉法人 ふじの里<br>同 藤の花一丁目18番地1      | 指定訪問ヘルプサービスふじの花荘<br>同 藤の花一丁目18番地1      | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 社会福祉法人 羽黒百寿会<br>同 羽黒町手向字薬師沢198番地3 | 障害者居宅介護事業所かみじ荘<br>同 羽黒町手向字薬師沢198番地3    | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>同 茅原町28番10号         | 永寿荘ホームヘルパーセンター<br>同 茅原町28番10号          | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会<br>同 西新斎町14番26号 | なえづホームヘルパーステーション<br>同 ほなみ町3番1号         | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 同<br>同                            | とようらホームヘルパーステーション<br>同 三瀬字菖蒲田67番地1     | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 同<br>同                            | ホームヘルパーステーションふれあい<br>同 西新斎町14番26号      | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 同<br>同                            | ホームヘルパーステーションおおやま<br>同 大山三丁目34番1号      | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 同<br>同                            | くしびきホームヘルパーステーション<br>同 上山添字成田21番地9     | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 特定非営利活動法人 やすらぎの会<br>同 21番8号       | 精神障害者居宅介護事業所 翔<br>同 西新斎町2番2号           | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 日成産業株式会社<br>同 苗津町5番31号            | ニッセイ・ケアサービス<br>同 苗津町5番31号              | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 有限会社そよ風の森<br>同 下川字龍花崎41番1039号     | ヘルパーステーション そよ風の森<br>同 下川字龍花崎41番1039号   | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 有限会社在宅福祉サービスひまわり<br>同 稲生一丁目3番5号   | 有限会社在宅福祉サービスひまわり<br>同 稲生一丁目3番5号        | 居宅介護<br>重度訪問介護 | 同         |
| 社会福祉法人 めぐみ会<br>同 茅原町26番27号        | 知的障害者更生施設 恵風園 短期入所<br>同 羽黒町川代字向山136番地1 | 短期入所           | 同         |



|                                    |                                                 |              |   |
|------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|---|
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | 慈丘園短期入所事業所<br>同 下川字窪田183番地5                     | 短期入所         | 同 |
| 社会福祉法人 思恩会<br>鶴岡市湯野浜一丁目17番35号      | しおん荘ショートステイセンター<br>同 湯野浜一丁目17番35号               | 短期入所         | 同 |
| 社会福祉法人 朝日ぶなの木会<br>同 熊出字東村157番地の2   | 障害者短期入所事業所かたくり荘<br>同 熊出字東村157番地の2               | 短期入所         | 同 |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>同 茅原町28番10号          | 楽しい家<br>同 家中新町2番40号                             | 共同生活援助       | 同 |
| 同<br>同                             | まちなか<br>同 3番10号                                 | 共同生活援助       | 同 |
| 同<br>同                             | たんぽぽ<br>同 若葉町23番2号                              | 共同生活援助       | 同 |
| 同<br>同                             | けやきの杜<br>同 泉町8番50号                              | 共同生活援助       | 同 |
| 同<br>同                             | すばる<br>同 藤沢字西側163番地                             | 共同生活援助       | 同 |
| 社会福祉法人 親和会<br>同 新海町8番33号           | グループホームみらい<br>同 新海町17番32号                       | 共同生活援助       | 同 |
| 同<br>同                             | グループホームピノキオ<br>同 17番33号                         | 共同生活援助       | 同 |
| 同<br>同                             | グループホームあたご<br>同 中野京田字大坪22番5号                    | 共同生活援助       | 同 |
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>同 西新斎町21番8号     | グループホームやすらぎ<br>同 西新斎町21番8号                      | 共同生活援助       | 同 |
| 特定非営利活動法人ゆきやなぎ<br>同 青柳町40番5号       | グループホーム青柳下宿<br>同 青柳町40番5号                       | 共同生活援助       | 同 |
| 社会福祉法人 山形県社会福祉事業団<br>山形市緑町一丁目9番30号 | 慈丘園共同生活事業所<br>同 下川字窪畑183番地5                     | 共同生活介護       | 同 |
| 社会福祉法人 恵泉会<br>同 茅原町28番10号          | 鶴岡市立あおば学園<br>同 宝町18番50号                         | 児童デイサービス     | 同 |
| 特定非営利活動法人光の子<br>同 大塚町28番40号E       | 特定非営利活動法人光の子<br>同 大塚町28番40号E                    | 児童デイサービス     | 同 |
| 社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会<br>同 西新斎町14番26号  | 鶴岡市ゆうあいプラザかたぐるま生活介護・自立訓練(生活訓練)事業所<br>同 ほなみ町3番2号 | 生活介護<br>自立訓練 | 同 |
| 同<br>同                             | なえづ生活介護・自立訓練(機能訓練)事業所<br>同 3番1号                 | 生活介護<br>自立訓練 | 同 |
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>同 21番8号         | きらり<br>同 宝町4番5号                                 | 就労継続支援       | 同 |
| 特定非営利活動法人 工房せい<br>同 大山三丁目36番35号    | 特定非営利活動法人 工房せい<br>同 大山三丁目36番35号                 | 就労継続支援       | 同 |
| 特定非営利活動法人 ジャがいも畑<br>同 泉町5番70号      | デイセンターじゃがいも畑<br>同 泉町5番70号                       | 就労継続支援       | 同 |

|                                           |                                                    |                        |   |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------|---|
| 特定非営利活動法人いなほ作業所<br>同 文園町1番8号              | 特定非営利活動法人いなほ作業所<br>同 文園町1番8号                       | 就労継続支援<br>自立訓練         | 同 |
| 特定非営利活動法人花の会<br>同 若葉町15番5号                | 手づくりクッキー おからや<br>同 若葉町15番5号                        | 就労継続支援<br>自立訓練         | 同 |
| 株式会社 コムスン<br>東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー   | 株式会社コムスン酒田南ケアセンター<br>酒田市松原南20番地の1                  | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 同 |
| 株式会社 ニチイ学館<br>同 千代田区神田駿河台二丁目9番地           | アイリスケアセンター酒田みずほ<br>同 亀ヶ崎三丁目5番地55号                  | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 同 |
| 社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会<br>酒田市新橋二丁目1番地の19       | 酒田市社会福祉協議会指定居宅介護事業所<br>同 新橋二丁目1番地の19               | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 同 |
| 社会福祉法人 平田厚生会<br>同 檜橋字大柳1番地16              | みすみ指定障害者訪問介護事業所<br>同 檜橋字大柳1番地16                    | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 同 |
| 特定非営利活動法人あらた<br>同 北新町一丁目1番43号             | ヘルパーステーションあらた<br>同 船場町一丁目7番30号                     | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護 | 同 |
| 特定非営利活動法人なでしこ SHONAI<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4 | 特定非営利活動法人なでしこ SHONAI ドレミファさかた福祉施設いろは<br>同 上本町7番24号 | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 同 |
| 社会福祉法人 幾久栄会<br>酒田市小泉字前田50番地               | 幸楽荘居宅介護事業所<br>同 小泉字前田50番地                          | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 同 |
| 社会福祉法人 明松会<br>同 相沢字北森155番地                | 知的障害者更生施設 和光園<br>同 相沢字北森155番地                      | 短期入所                   | 同 |
| 社会福祉法人 光風会<br>同 宮野浦三丁目20番1号               | グループホームつばさ<br>同 高砂二丁目2番24号                         | 共同生活援助                 | 同 |
| 特定非営利活動法人あらた<br>同 北新町一丁目1番43号             | グループホームたかさご寮<br>ケアホームたかさご寮<br>同 2番36号              | 共同生活援助<br>共同生活介護       | 同 |
| 特定非営利活動法人未来の会<br>同 旭新町11番5号               | 未来の家<br>同 駅東二丁目9番7号                                | 共同生活援助<br>共同生活介護       | 同 |
| 酒田市<br>同 本町二丁目2番45号                       | 酒田市はまなし学園<br>同 住吉町10番24号                           | 児童デイサービス               | 同 |
| 特定非営利活動法人なでしこ SHONAI<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4 | 特定非営利活動法人なでしこ SHONAI ドレミファさかた福祉施設いろは<br>同 上本町7番24号 | 児童デイサービス               | 同 |
| 特定非営利活動法人ホールド<br>酒田市浜田二丁目4番29号            | すまいるらんど<br>同 浜田二丁目4番29号                            | 就労継続支援<br>自立訓練         | 同 |
| 社会福祉法人 けやき<br>東田川郡三川町大字横山字堤189番地2         | 障害者指定介護事業所なの花荘<br>東田川郡三川町大字横山字堤189番地2              | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 同 |
| 社会福祉法人 庄内町社会福祉協議会<br>同 庄内町余目字三人谷地70番地     | 介護センターほほえみ<br>同 庄内町余目字三人谷地70番地                     | 居宅介護<br>重度訪問介護         | 同 |

|                                         |                                                      |                  |            |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------|------------|
| 社会福祉法人立川厚生会<br>同 狩川字笠山433<br>番地3        | 山水園指定障害者居宅介護事業所<br>同 狩川字笠山433番地3                     | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同          |
| 同<br>同                                  | 山水園指定障害者短期入所事業所<br>同                                 | 短期入所             | 同          |
| 有限会社託人会<br>同 松陽三丁目1番<br>地の4             | ドレミファグループホーム<br>同 松陽三丁目1番地の4                         | 共同生活介護           | 同          |
| 同<br>同                                  | ドレミファ<br>同                                           | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同          |
| 有限会社託人会<br>同                            | ドレミファデイサービス<br>同                                     | 児童デイサービス         | 同          |
| 社会福祉法人 遊佐町社会福祉<br>協議会<br>飽海郡遊佐町遊佐字田子1番地 | 社会福祉法人 遊佐町社会福祉協議会<br>指定障害福祉サービス事業所<br>飽海郡遊佐町遊佐字田子1番地 | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同          |
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号                     | 山形県立鳥海学園<br>同 藤崎字茂森14番178                            | 短期入所             | 同          |
| 社会福祉法人 山形県社会福祉<br>事業団<br>同 緑町一丁目9番30号   | 吹浦荘短期入所事業所<br>同 菅里字菅野南山21番地の<br>14                   | 短期入所             | 同          |
| 同<br>同                                  | 吹浦荘共同生活事業所<br>同                                      | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 同          |
| 社会福祉法人 遊佐厚生会<br>飽海郡遊佐町当山字上戸8番地<br>の1    | 指定短期入所事業所月光園<br>同 当山字上戸8番地の1                         | 短期入所             | 同          |
| 社会福祉法人親和会<br>鶴岡市新海町8番33号                | 就労継続支援事業所さごし<br>酒田市砂越字上川原204番4号                      | 就労継続支援           | 平成18.12.18 |
| 同<br>同                                  | グループホームあゆみ<br>同                                      | 共同生活援助           | 同          |
| 特定非営利活動法人みらいず<br>酒田市下安町3番地の5            | みらいず<br>同 下安町3番地の5                                   | 就労継続支援           | 平成19.2.14  |
| 特定非営利活動法人あらた<br>同 北新町一丁目1番43号           | 児童デイサービスそよ風クラブ<br>同 船場町一丁目7番30号                      | 児童デイサービス         | 同 2.28     |
| 特定非営利活動法人支援セン<br>ターなのはな畑<br>同 福山字貝ラケ8番地 | 特定非営利活動法人支援センターなの<br>はな畑<br>同 福山字貝ラケ8番地              | 自立訓練             | 同 3.7      |
| 株式会社 ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台二丁<br>目9番地    | アイリスケアセンター鶴岡<br>鶴岡市若葉町23番38号                         | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同 3.16     |
| 同<br>同                                  | アイリスケアセンター鶴岡みさき<br>同 美咲町7番16号                        | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同          |
| 同<br>同                                  | アイリスケアセンター酒田<br>酒田市中町一丁目13番15号本立ビル一<br>階             | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同          |
| 同<br>同                                  | アイリスケアセンターこあら<br>同 こあら二丁目5番2号                        | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同          |
| 同<br>同                                  | アイリスケアセンター東泉<br>同 東泉五丁目8番10号                         | 居宅介護<br>重度訪問介護   | 同          |

山形県告示第400号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、指定相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                                        | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日     |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------|-----------|
| 社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市西新斎町14番26号       | 鶴岡市ゆうあいプラザかたぐるま<br>障害者生活支援センター<br>鶴岡市ほなみ町3番2号      | 相談支援事業      | 平成18.10.1 |
| 特定非営利活動法人 やすらぎの会<br>同 21番8号              | 精神障害者庄内地域生活支援センター翔<br>同 西新斎町2番2号                   | 相談支援事業      | 同         |
| 特定非営利活動法人なでしこSHONAI<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4 | 特定非営利活動法人なでしこSHONAI<br>ドレミファさかた福祉施設<br>酒田市上本町7番24号 | 相談支援事業      | 同         |
| 有限会社託人会<br>同                             | ドレミファ<br>東田川郡庄内町松陽三丁目1番地の4                         | 相談支援事業      | 同         |

山形県告示第401号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                               | 検査期日                 |                          | 検査場所       | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|-------|---------------------------------------------|----------------------|--------------------------|------------|----------------------------|
| 山 辺 町 | 計量法施行令第10条に規定する非自動はかり（表示部が電気式のものを除く）分銅及びおもり | 平成19年5月14日           | 午前10時30分から<br>午前11時30分まで | 作谷沢ふれあい自然館 | 社団法人<br>山形県計量協会            |
|       |                                             | 同                    | 午後1時から<br>午後3時まで         | 大寺多目的集会施設  |                            |
|       |                                             | 平成19年5月15日           | 午前10時から<br>午後3時まで        | 中央公民館      |                            |
| 西 川 町 |                                             | 平成19年5月16日           | 午前11時から<br>正 午まで         | 西川町役場大井沢支所 |                            |
|       |                                             | 同                    | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで   | 西川町役場      |                            |
| 朝 日 町 |                                             | 平成19年5月17日           | 午前10時から<br>午後3時まで        | 朝日町開発センター  |                            |
| 大 江 町 |                                             | 平成19年5月18日           | 午前10時から<br>午後3時まで        | 大江町民ふれあい会館 |                            |
| 河 北 町 |                                             | 平成19年5月21日           | 午前10時から<br>正 午まで         | 溝延研修センター   |                            |
|       |                                             | 同                    | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで   | 西里改善センター   |                            |
|       | 平成19年5月22日                                  | 午前10時から<br>午後3時30分まで | 河北地域職業訓練センター             |            |                            |
| 中 山 町 | 平成19年5月24日                                  | 午前10時から<br>午後3時30分まで | 中山町役場                    |            |                            |

|     |            |                        |                      |           |
|-----|------------|------------------------|----------------------|-----------|
| 南陽市 | 平成19年6月5日  | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 南陽市文化センター            |           |
|     | 平成19年6月6日  | 午前10時から<br>正午まで        | 中川公民館                |           |
|     | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 吉野公民館                |           |
|     | 平成19年6月7日  | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 梨郷公民館                |           |
|     | 同          | 午後1時から<br>午後3時30分まで    | 南陽市役所                |           |
|     | 平成19年6月8日  | 午前10時から<br>午後3時30分まで   |                      |           |
| 米沢市 | 平成19年6月13日 | 午前10時30分から<br>正午まで     | 万世コミュニティセンター         |           |
|     | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 上郷コミュニティセンター         |           |
|     | 平成19年6月14日 | 午前10時から<br>正午まで        | 窪田コミュニティセンター         |           |
|     | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 広幡コミュニティセンター         |           |
|     | 平成19年6月15日 | 午前10時30分から<br>正午まで     | 三沢コミュニティセンター         |           |
|     | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時まで    | 南原コミュニティセンター         |           |
|     | 平成19年6月18日 | 午前10時から<br>正午まで        | 西部コミュニティセンター         |           |
|     | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 東部コミュニティセンター         |           |
|     | 平成19年6月19日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 南部コミュニティセンター         |           |
|     | 平成19年6月20日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 北部集会所                |           |
|     | 川西町        | 平成19年6月25日             | 午前10時30分から<br>午後3時まで | 川西町民総合体育館 |
|     |            | 平成19年6月26日             | 午前10時30分から<br>午後3時まで |           |
| 高畠町 | 平成19年6月28日 | 午前10時から<br>正午まで        | 和田地区公民館              |           |
|     | 同          | 午後1時30分から<br>午後3時30分まで | 糠野目生涯学習センター          |           |
|     | 平成19年6月29日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 二井宿地区公民館             |           |
|     | 同          | 午後1時から<br>午後3時30分まで    | 中央公民館                |           |
|     | 平成19年7月2日  | 午後1時から<br>午後4時まで       | 平田農村環境改善センター         |           |
|     | 平成19年7月3日  | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 八幡総合支所車庫             |           |

|      |            |                        |             |
|------|------------|------------------------|-------------|
| 酒田市  | 平成19年7月4日  | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 松山総合支所車庫    |
|      | 平成19年7月5日  | 午後1時から<br>午後2時30分まで    | 本楯公民館       |
|      | 同          | 午後3時から<br>午後4時まで       | 東平田公民館      |
|      | 平成19年7月6日  | 午前10時30分から<br>正午まで     | 定期船飛島勝浦港発着所 |
|      | 平成19年7月9日  | 午後1時から<br>午後2時まで       | 新堀公民館       |
|      | 同          | 午後2時30分から<br>午後3時30分まで | 黒森公民館       |
|      | 平成19年7月10日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで    | 酒田市総合文化センター |
|      | 平成19年7月11日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで    |             |
|      | 平成19年7月12日 | 午前9時30分から<br>午後4時まで    |             |
|      | 平成19年7月13日 | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで |             |
| 遊佐町  | 平成19年7月17日 | 午後1時から<br>午後3時30分まで    | 吹浦公民館       |
|      | 平成19年7月18日 | 午前9時30分から<br>午後2時30分まで | 遊佐町役場       |
| 上山市  | 平成19年7月26日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 上山市役所       |
|      | 平成19年7月27日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで |             |
| 小国町  | 平成19年8月1日  | 午前11時から<br>午後3時まで      | 小国町民総合体育館   |
| 飯豊町  | 平成19年8月2日  | 午前10時から<br>午後3時まで      | 飯豊町町民総合センター |
| 白鷹町  | 平成19年8月3日  | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 白鷹町役場(西側車庫) |
| 長井市  | 平成19年8月22日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   | 長井市役所       |
|      | 平成19年8月23日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで   |             |
| 寒河江市 | 平成19年8月28日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで  | 柴橋地区公民館     |
|      | 同          | 午後1時から<br>午後3時30分まで    | 西部地区公民館     |
|      | 平成19年8月29日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで | 寒河江市役所      |
|      | 平成19年8月30日 | 午前9時30分から<br>午後3時30分まで |             |

山形県告示第402号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 検査区域  | 検査対象<br>特定計量器                                     | 検 査 期 日                                           | 検 査 場 所                                  | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|-------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| 米 沢 市 | 計量法施行<br>令第10条に<br>規定する非<br>自動はかり、<br>分銅及びお<br>もり | 自 平成19年5月21日<br>至 平成19年12月21日<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の所<br>在の場所又は指定定期検<br>査機関が指定する場所 | 社団法人<br>山形県計量協会            |
| 酒 田 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 寒河江市  |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 上 山 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 長 井 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 南 陽 市 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 山 辺 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 中 山 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 河 北 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 西 川 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 朝 日 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 大 江 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 高 島 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 川 西 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 小 国 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 白 鷹 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 飯 豊 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |
| 遊 佐 町 |                                                   |                                                   |                                          |                            |

山形県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施した地域

鶴岡市末広町及び大宝寺町の各一部

- 2 公共測量を実施した期間  
平成18年10月16日から平成19年3月26日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（登記所備付地図作成作業）

#### 山形県告示第404号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日  
平成19年3月30日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第405号

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程（昭和36年7月県告示第541号）の一部を次のように改正する。  
別表補助金の額の欄中「10分の5.7」を「10分の5.2」に、「10分の6.2」を「10分の5.7」に、「10分の5.8」を「10分の5.4」に、「10分の3.8」を「10分の3.4」に、「300分の124」を「300分の112」に、「10分の6.7」を「10分の6.2」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程の規定は、平成19年度分以降の補助金について適用する。

#### 山形県告示第406号

山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の一部を改正する規程

山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程（平成18年6月県告示第648号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第5条第4項」を「第5条第6項」に改める。  
別表割合の欄中「10分の5.7」を「10分の5.2」に、「10分の6.2」を「10分の5.7」に、「10分の5.8」を「10分の5.4」に、「10分の3.8」を「10分の3.4」に、「300分の124」を「300分の112」に、「10分の6.7」を「10分の6.2」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県道整備交付金林道事業交付金交付規程の規定は、平成19年4月1日以降に新たに実施する事業に係る交付金について適用する。



## 山形県告示第407号

次の開発行為は完了した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年3月19日 指令庄総建第73号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端312、331 - 1、332、338 - 2、339、340、341、342、343、344 - 1、373、374、375、379 - 2、380、381、382、383、413、416、420内、425、428内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鶴岡市大宝寺町3番51号  
株式会社 ロック

## 山形県告示第408号

民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により、社団法人の設立を次のように許可した。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

| 法人の名称             | 主たる事務所の所在地    | 許可年月日     |
|-------------------|---------------|-----------|
| 社団法人やまがた被害者支援センター | 山形市緑町一丁目9番30号 | 平成19年4月1日 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年3月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 西沼田サポーターズ・ネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
楯 悟朗
  - (3) 主たる事務所の所在地  
天童市大字蔵増甲1061番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、年齢・地域を限定しないあらゆる市民を対象として、歴史を中心とした生涯教育学習活動に関する事業を行うために各種団体や住民組織等と連携を図り、また遺跡の調査・研究を継続して行い、文化財の管理保存及び公開に関する事業を行うことにより、心身共に豊かな社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 フロンティア
  - (2) 代表者の氏名  
東田 洋一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市小白川町五丁目9番2号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、一般市民を対象に、手助けを必要とする人に、手助けできる人が、誠意を持って福祉サービスを提供し、又、真の男女共同参画社会の形成をめざし、健全な子供の育成等への支援を行い、グローバルな視野を養いつつ、共に協力しあって、心豊かで住みよい地域社会をめざしていくことをもって福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県母子寡婦福祉資金システム開発業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年4月10日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁202会議室
  - (2) 日 時 平成19年4月27日(金) 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県母子寡婦福祉資金システム開発業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期限 平成20年3月31日(月)
  - (4) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (3) 過去3年以内に2の(1)の役務と同様のシステム開発の実績を有することを証明できること。
  - (4) ISMS適合性評価制度による認証を取得し又は財団法人日本情報処理開発協会によるプライバシーマークを付与されていることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県健康福祉部児童家庭課母子福祉担当 電話番号023(630)2262
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)から(4)までに係る証明書（以下「証明書」という。）を平成19年4月24日（火）正午までに提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

平成19年4月10日印刷  
平成19年4月10日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部登  
電話 山形(631)2057 (631)2056